

1. 全国消防防災主管課長会議について

自主防災組織の充実・強化について

消防庁では、これまで自主防災組織の育成強化に努めてきているが、東海地震や東南海・南海地震等の大規模広域災害の発生が懸念されるなか、地域住民による自主防災活動については、未だ十分とは言えず、各地方公共団体において、研修事業や資機材整備に対する支援、自主防災組織の連絡協議会設置の促進等による組織率の向上、既存組織の活性化等にかかる取組みを強化していく必要がある。

1. 自主防災組織の現状	(平成15年4月1日現在)
○組織数	109,016組織
○自主防災組織を有する市町村数	2,536市町村
○組織率(自主防災組織に参加する世帯の割合)	61.3%

2. 消防庁による支援の取り組み

(1) 消防防災設備整備費補助金

- 自主防災組織の資機材整備に対する補助金として、「自主防災組織活性化事業」を引き続き実施する。

・補助基準額	H16	7,698千円
対象資機材	: 初期消火・救助・救護・避難誘導用資機材、簡易収納庫	
・予算額	H16	150,000千円

(2) 自主防災活動に関するモデル事業の実施 《新規》

- 16年度には、以下の2種類のモデル事業を予定
 - ① 「自主防災活動推進モデル事業」

自主防災活動の機運の低い地区において組織化を進められるよう、福祉・教育・文化・過疎地・都会といった切り口を通じて組織結成と活動定着を目指す。

- ② 「学校教育との連携による自主防災活動啓発モデル事業」
年少時教育からの防災意識の啓発を通じて、将来的な自主防災活動の活性化を目指す。

(3) 市町村、県単位の連絡協議会の設置

- 自主防災組織相互の交流と活動内容の情報交換を行い、相互に啓発が可能な場として、市町村単位
の連絡協議会はもとより、都道府県単位での自主防災組織の連絡協議会の設置を推進する。今年度まとめられた『地域の安全・安心に関する懇話会』の報告を踏まえ、各都道府県あてに通知を発する予定。

(4) 教育訓練機会の提供

- 消防組織法の改正に伴い、消防に資する活動促進のため、住民の自主的な防災組織を構成する者に対し、教育訓練を受ける機会を提供する。

災害ボランティア支援について

1 背景

災害時のボランティア活動は、被災地における多様なニーズに対し柔軟できめ細かな防災対策を講じる上で重要な役割を担っており、阪神・淡路大震災以降、さまざまな災害現場で活動が行われている。

このような状況を踏まえ、消防庁では、平成12年度以降、毎年災害ボランティアの活動環境整備に取り組んできている。

- ・平成12年度
災害ボランティア・データベースの構築
- ・平成13年度及び平成14年度
「災害ボランティアの活動環境に関する検討懇談会」の実施
- ・平成15年度
災害時のボランティア・コーディネーター支援システムの標準仕様検討、作成

2 平成16年度計画事業 《新規》

災害ボランティア活動を活性化するにあたり、消防庁に期待される役割として、

- ① 教育の提供：標準的な防災に関する教育プログラム体系の開発、提供、普及
- ② 情報の提供：各種情報媒体による多様な情報の収集、発信
- ③ 場の提供：市民、企業、ボランティアらが集い、意見交換できる場の設置が、「災害ボランティアの活動環境に関する検討懇談会」において報告された。

そこで、平成16年度については、以下に示すように災害ボランティアに関する情報を収集、提供する。

(1) 「災害活動事例データベース」

- ・目的

大規模災害時において、地域における防災活動を期待される災害ボランティア関係者に過去の活動の活動事例を紹介することにより、災害時における活動の円滑化と活性化を図る。

- ・概要

災害現場におけるボランティアの活動、ボランティアセンターの運営等の情報を都道府県を通じて収集のうえ（情報収集は、平成16年度以降も実施）、その結果をとりまとめ、消防庁ホームページに掲載し紹介する。

(2) 「プラットフォームデータベース」

- ・目的

平常時から市民、企業、ボランティア活動家や行政職員等が集い、防災に関して意見交換ができる場としての「地域防災プラットフォーム（仮称）」が既に運営されている事例について、設置や運営のノウハウを紹介することにより、その設置の促進を図る。

- ・概要

各都道府県を通じて事例を収集し、その結果をとりまとめ、消防庁ホームページに掲載し紹介する。

放火火災の予防対策について

1 放火火災の実態

「放火」及び「放火の疑い」による火災は年々増加傾向にあり、平成4年以降連続して1万件を超えている。

この傾向は、大都市部を中心として近年特に著しく、平成9年には、平成5年以来4年ぶりに「放火（放火の疑いを除く。）」が火災の原因の第1位となるとともに、平成14年まで6年連続して第1位となっており、放火の疑いをふくめた火災件数は、全火災の2割強を占めている。

2 消防庁の対応

消防庁においては、平成元年以降、春・秋の全国火災予防運動の重点目標の一つとして「地域における防火安全体制の充実」を掲げ、地域ぐるみで放火火災を防止するよう指導を行ってきている。

平成3年9月には火災予防条例（例）を改正し、空き家の管理の徹底等、火災予防上必要な措置をするように示しているところである。

また、平成4年11月には、自動車・オートバイ等のボディカバーを防災製品の品目として追加するとともに、平成5年から車両火災予防運動における重点実施要項として自動車等のボディーカバーにおける防災製品の使用を掲げている。

さらに、平成12年には「放火火災予防対策の推進」を全国火災予防運動の重点目標に掲げるとともに、平成9～10年度にかけて開催された「防火対象物の放火火災予防対策に関する調査研究委員会」において検討を進め、防火対象物に対応した放火火災のソフト的対策をまとめた「放火火災予防対策マニュアル」を作成、配布するなど、ハード、ソフト両面から対応を図ってきている。

3 今後の課題

放火火災は、大都市の中には火災原因の4割を占めているところもあるなど、特に大都市圏において多発している。

このことから、平成14～16年度にかけて、大都市圏の消防本部を中心とした「放火対策検討会」を開催し、放火火災の発生のメカニズム、その対策等について広く意見を収集しているところである。

今後、放火火災の対応策を多数収集してその処方箋となる事例集を作成するとともに、連続放火火災に着目して、地域の消防本部（松戸市、八尾市等）と連携しながら、放火監視機器（炎センサーとレンズ付フィルムの組合せ）の設置等を含めた対策について実践と検証を行い、その被害発生の軽減を図ることを検討している。

（参考）

⑬放火・連続放火から我が町を守るための対策推進

火災予防に関する地域への呼びかけ等の広報活動に加え、放火・連続放火が発生している地区の消防本部等と消防庁とがきょうどうして放火対策機器の開発・運用を行い、蓄積されたノウハウを基に全国的な運用を実施することにより、ハード・ソフトの両面からの放火・連続放火対策を推進する。

住宅防火対策について

【住宅火災の現状】

○火災件数（平成14年中（放火に係るものを除く））	○死者数（平成14年中（放火に係るものを除く））
住宅火災 17,274 ————— (約6割)	住宅火災 992人 ————— (約9割)
建物火災 30,282	建物火災 1,129人

○住宅火災による死者数の半数が65歳以上

○近年の主な建物用途別に見た火災100件当たりの死者数は、住宅火災が最多。
（多数の者が利用する物販店舗、ホテル、病院等と比べ5倍程度）



今後の高齢化の進展とともに、さらに住宅火災による死者が増加するおそれ。

【住宅用火災警報器等の効果と費用】

○住宅火災警報器等の普及率は1割程度。

○住宅火災100件当たりの死者数は、
設置なし：6.1人 → 設置あり：1.8人
（平成14年データ）。

○住宅用火災警報器の価格（自分で取り付けの場合）
〔現状〕 〔法制度化とともに普及した場合の推定〕
7,000円～9,000円程度 → 相当程度廉価になる見込み。

【住宅用火災警報器等に対する国民意識】

消防・救急に関する世論調査（平成15年内閣府）によると、
「住宅用火災警報器等の住宅火災対策器具の設置義務化の是非について」設問に対して、
「賛成」「どちらかといえば賛成」の合計は66.9%となっている。

【米国等の状況】

米国では、1970年代後半から国家方針の下、州法等で、住宅用火災警報器等の義務付けが行われ、死者発生の低減が図られている。

英国においても、建造物規則により義務付けが行われ、同様の成果を上げている。

【新たな住宅防火対策の考え方】

住宅用火災警報器等の設置による死者発生の低減効果や国民意識の高さなどを踏まえ、今後の住宅防火対策のあり方として、市場機能を活用した普及の推進等を行いつつ、死者発生の低減を図るための住宅用火災警報器等の設置に関する法制度化を図ることが必要ではないか。

防火管理制度について

1 防火管理者の業務の外部委託（消防法施行令等改正事項）

規制改革3か年計画に基づき、平成14年7月から平成15年3月まで「防火管理者制度のあり方に関する検討会」を開催し、その検討結果を踏まえて防火管理者の選任が困難な防火対象物について、防火管理者の業務の外部委託を認める政令の改正作業を行っている。

消防法施行令改正案の概要

1 防火管理者の業務を外部委託することができる防火対象物

次の防火対象物で、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができないと、消防長又は消防署長が認めるもの

- (1) 共同住宅
- (2) その他、防火対象物の管理又は監督的な地位にある者のいずれもが防火管理上必要な業務を適切に遂行することができない当該防火対象物

2 外部委託できる防火管理者の資格

次に掲げる全ての要件を満たすこととする。

- (1) 防火管理講習の課程を修了していること等
- (2) 防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限が付与されていること
- (3) その他、必要な要件を満たしていること

2 建造中の船舶及び工事中の建築物の防火管理（消防法施行令等改正事項）

平成14年10月の長崎市のダイヤモンド・プリンセス船舶火災を踏まえ、平成15年5月から8月まで「建造中の船舶及び工事中の建築物等の防火管理に係る検討会」を開催し、その検討結果を踏まえて一定規模以上の建造中の船舶及び工事中の建築物における防火管理の義務化について、政令の改正作業を行っている。

消防法施行令等改正案の概要

防火管理の義務づけが必要な工事中の建築物及び建造中の船舶は、次のとおりとする。

1 工事中の建築物

(1) 対象

次のいずれかに該当する建築物で、収容人員が50人以上のもの

- ①地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が10,000㎡以上である建築物
- ②延べ面積が50,000㎡以上である建築物
- ③地階の床面積の合計が5,000㎡以上である建築物

(2) 時期

上記対象となる規模まで外壁及び床又は屋根が完成した段階から工事が完了するまでの間において当該建築物の内部の工事が行われている間

2 建造中の船舶

(1) 対象

建造中の旅客船で、収容人員が50人以上で、かつ、甲板数が11以上のもの

(2) 時期

進水後、ぎ装が行われている間

3 防火管理講習

(1) 甲種防火管理再講習

平成13年9月に発生した新宿歌舞伎町ビル火災を受け、平成15年6月の省令改正により、甲種防火管理再講習制度を設けた。

甲種防火管理再講習の概要

1 甲種防火管理再講習の必要な防火管理者

消防法施行令別表第一(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物であって、収容人員が300人以上のもの

2 講習内容

- (1) 防火管理上留意すべきこと
- (2) おおむね5年間における防火管理に関する法令の改正の概要に関すること
- (3) 火災事例等の研究に関すること

3 施行日

平成18年4月1日

なお、平成17年4月1日から、甲種防火管理者再講習を行い、修了証を交付することができる。

(2) 防火管理講習の指定講習機関

防火管理講習は、主に消防本部及び都道府県で実施しているところであるが、平成13年9月に発生した新宿歌舞伎町ビル火災を契機に、更に防火管理者講習を受ける機会の確保に努める必要があることから、(財)日本防火協会を防火管理講習の指定講習機関とし(平成15年1月8日総務省告示第6号)、平成15年10月から都道府県単位又はある程度まとまった地域単位で防火管理講習を実施しているところである。

(財)日本防火協会の防火管理講習会開催方法

- 1 各都道府県消防設備保守協会等と業務委託契約を締結し、都道府県単位又はある程度まとまった地域単位で開催
- 2 (財)日本防火協会が管轄内で講習会を開催することを希望する消防本部等と連携し開催

[▲ このページの上に戻る](#)

目次

1. 全国消防防災主管課長会議について
- [2. 平成15年（1月～9月）における火災の概要（抜粋）](#)
- [3. 平成15年度 民間防火組織の状況](#)
- [4. 道府県婦人防火クラブ連絡協議会 会長だより](#)
- [5. 地方からの便り](#)
- [6. あなたも危険物取扱者・消防設備士に](#)
- [7. 婦人消防隊員等福祉共済](#)
- [8. 日本防火協会からのお知らせ](#)